

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>鴻巣羽生線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市大字広田字柳原三六二一第一地 先から同市大字赤城字前原九九番一 地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年十一月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月十六日付け埼玉県北本 県土整備事務所長告示第八号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長二五四・八〇メートル</p>	<p>備考</p>